

5 直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税（教育資金の非課税）

○ 制度の概要

平成25年4月1日から令和5年3月31日までの間に、個人（30歳未満の一定の方に限ります。以下この5において「受贈者」といいます。）が、教育資金に充てるため、金融機関等との一定の契約に基づき、受贈者の直系尊属（父母や祖父母など。以下この5において「贈与者」といいます。）から①信託受益権を付与された場合、②書面による贈与により取得した金銭を銀行等に預入をした場合又は③書面による贈与により取得した金銭等で証券会社等では有価証券を購入した場合には、これらの信託受益権、金銭又は金銭等の価額のうち1,500万円までの金額に相当する部分の価額については、金融機関等の営業所等を経由して教育資金非課税申告書を提出することにより贈与税が非課税となります。

なお、契約期間中に贈与者が死亡した場合には、原則として、その死亡日における非課税拋出額から教育資金支出額^(注1)（学校等以外の者に支払われる金銭については、500万円を限度とします。以下この5において同じです。）を控除した残額のうち、一定の計算をした金額（以下この5において「管理残額」といいます。）を、贈与者から相続等により取得したものとされます。

また、受贈者が30歳^(注2)に達することなどにより、教育資金口座に係る契約が終了した場合には、非課税拋出額から教育資金支出額を控除（管理残額がある場合には、管理残額も控除します。）した残額があるときは、その残額はその契約終了時に贈与があったこととされます。

（注）1 教育資金支出額とは、金融機関等の営業所等において、教育資金の支払の事実を証する書類等（領収書等）により教育資金の支払の事実が確認され、かつ、記録された金額の合計額をいいます。

2 30歳到達時において、現に学校等に在学している場合等には、最長で40歳まで延長されます。

詳しくは、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載している「祖父母などから教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度のあらまし」をご覧ください。

なお、教育資金及び学校等の範囲については、文部科学省ホームページ【<https://www.mext.go.jp>】をご確認ください。

6 直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税（結婚・子育て資金の非課税）

○ 制度の概要

平成27年4月1日から令和5年3月31日までの間に、個人（20歳以上50歳未満の一定の方に限ります。以下この6において「受贈者」といいます。）が、結婚・子育て資金に充てるため、金融機関等との一定の契約に基づき、受贈者の直系尊属（父母や祖父母など。以下この6において「贈与者」といいます。）から①信託受益権を付与された場合、②書面による贈与により取得した金銭を銀行等に預入をした場合又は③書面による贈与により取得した金銭等で証券会社等では有価証券を購入した場合には、これらの信託受益権、金銭又は金銭等の価額のうち1,000万円までの金額に相当する部分の価額については、金融機関等の営業所等を経由して結婚・子育て資金非課税申告書を提出することにより贈与税が非課税となります。

なお、契約期間中に贈与者が死亡した場合には、その死亡日における非課税拋出額から結婚・子育て資金支出額^(注)（結婚に際して支払う金銭については、300万円を限度とします。以下この6において同じです。）を控除した残額（以下この6において「管理残額」といいます。）を、贈与者から相続等により取得したものとされます。

また、受贈者が50歳に達することなどにより、結婚・子育て資金口座に係る契約が終了した場合には、非課税拋出額から結婚・子育て資金支出額を控除（管理残額がある場合には、管理残額も控除します。）した残額があるときは、その残額はその契約終了時に贈与があったこととされます。

（注）結婚・子育て資金支出額とは、金融機関等の営業所等において、結婚・子育て資金の支払の事実を証する書類（領収書等）により結婚・子育て資金の支払の事実が確認され、かつ、記録された金額の合計額をいいます。

詳しくは、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載している「父母などから結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度のあらまし」をご覧ください。

なお、結婚・子育て資金の範囲については、内閣府ホームページ【<https://www.cao.go.jp>】をご確認ください。

（注）教育資金非課税申告書及び結婚・子育て資金非課税申告書は、取扱金融機関の営業所等を経由して提出しなければなりませんので、信託がされる日、預金若しくは貯金の預入をする日又は有価証券を購入する日までに税務署で行っていただく手続はありません。